

令和3年 第10回帯広市教育委員会会議録

1. 令和3年5月18日 火曜日 16時～16時45分
帯広市教育委員会会議を帯広市役所 10階第5B会議室に招集する。

2. 本日の出席者

教 育 長	池 原 佳 一
教 育 委 員	田 中 厚 一
教 育 委 員	藤 澤 郁 美
教 育 委 員	佐々木 しゅり
教 育 委 員	柳 川 久

3. 本日の議事日程

- | | |
|---------|--|
| 日 程 第 1 | 会議録署名委員の指名について |
| 日 程 第 2 | 議案第19号 帯広市立学校における教職員の働き方改革推進プラン(第2期)について |
| 日 程 第 3 | 議案第20号 帯広市社会教育委員の解職について |
| | 議案第21号 帯広市社会教育委員の委嘱について |
| 日 程 第 4 | 報告第13号 帯広市教育支援委員会委員の解職及び委嘱について |
| 日 程 第 5 | その他(1) 今後の事業予定について |
| | その他(2) 教育委員会における緊急事態宣言発令に伴う取り組みについて |
| | その他 |
| 日 程 第 6 | 議案第18号 令和3年度帯広市一般会計補正予算(第5号)について【非公開】 |
| | 議案第22号 公の施設の指定管理者の指定について【非公開】 |

池原教育長

ただ今から、令和3年第10回帯広市教育委員会会議を開会いたします。

出席委員は全員であります。

会議は成立しております。

ここで諸般の報告をいたします。

(佐藤企画総務課長 報告)

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は藤澤委員及び柳川委員を指名いたします。

日程第2、議案第19号、帯広市立学校における教職員の働き方改革推進プラン(第2期)についてを議題といたします。

直ちに説明を求めます。

広瀬 部長

議案第19号、帯広市立学校における教職員の働き方改革推進プラン(第2期)についてご説明いたします。議案書の1ページをご覧ください。本案は平成30年5月に策定した第1期の推進プランの取組期間が令和2年度で終了したことから、引き続き帯広市立学校における教職員の働き方改革を推進するため、第2期の推進プランを策定しようとするものでございます。5ページをお開きいただきたいと思っております。1. これまでの取組の成果と課題には、第1期推進プランでの取組の検証などを記載しております。第1期推進プランでは、時間外在校等時間を1か月で45時間以内、1年間で360時間以内とするという目標を設定し、部活動休養日完全実施、定時退勤日月2回以上実施など、4つの指標を定めておりました。指標については、概ね達成したところですが、時間外在校等時間については、平成30年10月の調査と比べ減少傾向にあるものの、目標達成には至っていない状況であります。次に7ページ、4. 推進プランの目標と取組期間でございます。目標につきましては、第1期推進プランと同じく、時間外在校等時間を1か月で45時間以内、1年間で360時間以内とするを設定しております。また、取組期間につきましては、令和3年度から令和5年度までの3年間としたところでございます。次に8ページ、5. 具体的な取組でございます。ここでは、(1)本来担うべき業務に専念できる環境の整備から(4)教育委員会による学校サポート体制の充実までの4つの項目に分けて、市教委及び各学校が行っていく具体的な取組を記載しております。第1期推進プランから新たに追加した取組は、(1)①及び⑦、(2)②、(4)④及び⑤となります。次に議案書10ページ、7. 取組のフォローアップ及び検証についてをご覧ください。本推進プランの取組の実施状況については、定期的に市教委によるフォローアップを行っていくとともに、本市独自で実施する時間外勤務状況調査や道教委の調査の結果などを活用し、検証を行っていくこととしております。本推進プランにつきましては、本日、議決をいただいた後、

各学校に通知するとともに、帯広市のホームページにも掲載する予定でございます。説明は以上です。

池原教育長
藤澤 委員

これから質疑に入ります。

読ませていただいて、わからない部分があるので教えていただきたいと思います。5ページ、第1期推進プランに掲げた指標の推進状況の変形労働時間制の活用について、41校中、37校で活用、活用の必要性がなかったのが2校とあります。必要性がなかったのはどうしてなのかということ、その他にも活用しなかった学校が2校あることについても教えていただきたいと思います。それから、定時退勤日の実施について、41校中、月2回以上設定が37校、月2日未満だが設定が3校ということで、1校実施していない学校があります。なぜ実施できなかつたのか教えてください。もう1点、本来、業務の持ち帰りを行わないことが原則であり、上限時間を厳守するとあります。この上限時間は決められているのか、この辺の透明性について、どのような形になっているのか。また、業務の持ち帰りが今まで以上に多くなっているとは考えられないか。どのように把握しているのか教えていただきたいと思います。

加藤 主幹

まず、変形労働時間制につきましては、例えば、修学旅行や運動会・体育祭などの特定の行事に従事する場合、時間外勤務が発生する時に、4週間の期間の中で勤務を調整し、勤務時間の割り振りをし、残業を調整するような制度となります。活用の必要性がなかった2校というのは、そういう業務で時間外勤務をすることがなかった。あるいは、この制度ではなく、勤務の割り振りと言いまして、例えば、運動会が日曜日であれば、月曜日に丸々休みになるという違う制度で、通常の週休日の勤務を平日に振り替えることで補っていると考えております。次に定時退勤日を実施していない学校が1校あることにつきましては、校内で定時退勤日を設定していなかったということですので、今後、定時退勤日を設定して、取組のお願いをしているところです。次に持ち帰り業務の関係につきましては、一定程度行われているだろうと認識しておりますけれど、客観的な時間数の把握は難しいものですから、実際どの程度行われているか把握をしておりますが、昨年、実施しました教職員に対する調査の結果を見ますと、意識調査のため、客観的に何時間減ったかどうかは申し上げられませんが、持ち帰り業務を行っている教員の割合は少なくなっているという状況は把握しております。

藤澤 委員

持ち帰り業務の時間数を正確に申請することは、難しい面もあるかと思いますが、働き方改革として、目に見えるところだけではなく、実際に申し出るような風潮を作らなければ、業務持ち帰りは軽減しているといえども、はっきり形に表れていないことは問題かと思っておりますので、もう少し柔軟に、先生方に申請していただく中で対

策を練っていくのも必要ではないかと思えます。

柳川 委員

すごく素朴なことをお聞きします。藤澤委員が質問をした第1期推進プランの表の下、2行目の定時退勤日の実施のところで、41校中、月2回以上設定が37校、月2日未満だが設定が3校となっています。回と日で分けているのは、何らかの理由があるのかということが1つ。それから、月2日未満だが設定が3校というのは、月1日だが設定は3校ではいけないのでしょうか。

加藤 主幹

月2日未満というのは、例えば、毎月1日を設定して月1回となりますが、隔月で設定している場合もございますので、定期的に設定していないという意味合いもあり、このような表現をしております。月2回以上設定というのは、必ず毎月2回以上設定していることとなります。そのため、表現が異なっております。

柳川 委員

ありがとうございます。

佐々木委員

5ページの第1期推進プランに掲げた指標の推進状況の中に、部活動休養日を完全に実施している部活動の割合というのは、週1回とか、月に何回とか決められた指針のことだと思うのですが、100%達成というのは正直びっくりしました。率直にお聞きしますけれど、どの程度詳細に調査したものなのか、調査の方法について具体的に教えていただけますか。

加藤 主幹

部活動休養日の日数については、平日1日、休日1日、週2日以上の実施ということになっており、大会等で週末の土日に休みが取れない場合は、他の日に振替えられる内容になっております。調査の方法については、中学校の部活休養日が守られているかという調査になりますので、実施しているという回答があれば、実施していると私どもも捉えております。

佐々木委員

調査の質問の仕方として、部活動休養日を完全に実施しているかどうか、イエス、ノーで答えるタイプの調査でしょうか。それとも、スケジュールを出してもらって、このとおりやっていますという回答の仕方なのか、もう少し詳しく教えてもらえますか。

加藤 主幹

調査の内容ですけれども、実施しているか、していないかという質問になります。スケジュールなどの提出をしてもらうことはございません。

佐々木委員

今の実態についてはわかりました。正直、それで調査が本当にできているのか疑問に思うので、現場はあまり探られたくないかもしれませんが、休養日だけではなく、部活動の時間についても、平日長くても2時間、休みの日は長くても3時間だったと思えますけれど、それが守られているかということや先生の働き方の問題解決だけではなくて、生徒の学習状況とか、心身発達の適正な管理のためにも、もう少し実態を把握できるよう努めてはどうかと思えます。

加藤 主幹

部活動の調査の方法については、今後、検討してまいりたいと思

います。

田中 委員

今、佐々木委員がおっしゃられたことは、これを読む限り全く同感です。ここに書かれてあることと実態は、どれくらい整合性があるのか。実態に即した形のものがあると望ましいと思いました。お聞きしたかったのは、9ページ、(4)⑥学校における働き方改革について、保護者や地域住民等の理解促進を図るという取組みについては、具体的にどのようなことをされているのか教えていただきたいと思います。

加藤 主幹

保護者や地域住民の理解促進につきまして、これまでの取り組みとしましては、市P連の役員会などでご説明をさせていただいたり、学校を通じて保護者宛てにリーフレットを配付してきており、これからも引き続き行っていきたいと思っております。また、今後、各学校のコミュニティ・スクールの組織とも連携を取りながら、理解を深めてまいりたいと考えております。

田中 委員

地域住民の方もそうですけれども、保護者の方の理解は端的に得られるという印象ですか。働き方改革自体は世の中の流れとしては当然ですけれども、学校現場の先生方の働き方改革となると、仕事量を減らしてとか、休養日の問題などを保護者の方にお話をされた時に、概ね理解が得られるのかどうか、いかがでしょうか。

加藤 主幹

以前、市P連の役員の方とお話をした際に、学校の先生方の大変さをご理解いただきまして、働き方改革の取組については、総体としてはご理解をいただいていると思います。例えば、部活動については、熱心な保護者の方もいらっしゃいますので、それぞれの取組についてのご意見はあると思っております。

田中 委員

今のお話で、保護者の皆さんもいろいろなご意見をお持ちだろうと思っておりますので、それを取り上げてみてはどうかと思っております。もちろん法令など決まったものがあると思っておりますが、保護者の方の思いを拾い上げていくことも必要かと思っております。ぜひ、意見を集約してみてはどうかと思っております。

藤澤 委員

田中委員のおっしゃったことに補足して、私が保護者の時に感じたことですが、保護者の中でも学校に携わった経験があると、先生方の大変さはよくわかりますが、あまり携わっていない保護者からすると、ほとんどわからない状況です。保護者間で伝え合うことも必要ですが、何らかの工夫をして、先生の状況を保護者の皆さんに大々的にアピールしないと、なかなかわかってもらえないと思っておりますので、よろしくお願ひします。

池原教育長

他になければ、質疑を終結します。

お諮りいたします。

議案第19号、帯広市立学校における教職員の働き方改革推進プラン（第2期）については、原案のとおり決定することに、ご異議あ

各 委 員
池原教育長

りませんか。

異議なし。

ご異議なしと認め、議案第 19 号は決定されました。

日程第 3、議案第 20 号、帯広市社会教育委員の解職について及び議案第 21 号、帯広市社会教育委員の委嘱についてを一括して議題といたします。

直ちに説明を求めます。

井上 部長

議案第 20 号、帯広市社会教育委員の解職について及び議案第 21 号、帯広市社会教育委員の委嘱についてを一括してご説明いたします。議案書 11 ページをご覧ください。はじめに、議案第 20 号、帯広市社会教育委員の解職についてご説明いたします。本案はこれまで社会教育委員に委嘱しておりました、江藤敏雄氏より委員を辞任したい旨の申し出がありましたことから、本日付で解職しようとするものであります。次に議案書 13 ページをご覧ください。議案第 21 号、帯広市社会教育委員の委嘱についてご説明いたします。本案は委員の解職に伴い、後任委員として、佐々木拓也氏を社会教育法第 15 条第 2 項及び帯広市社会教育委員の委嘱の基準、定数及び任期に関する条例の規定に基づき委嘱しようとするものであります。委嘱期間につきましては、同条例第 3 条に基づき、前任者の残任期間である令和 3 年 7 月 31 日までとなります。説明は以上であります。

これから質疑に入ります。

池原教育長
各 委 員
池原教育長

ありません。

別になければ、質疑を終結します。

お諮りいたします。

議案第 20 号、帯広市社会教育委員の解職について外 1 件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各 委 員
池原教育長

異議なし。

ご異議なしと認め、議案第 20 号外 1 件は決定されました。

日程第 4、報告第 13 号、帯広市教育支援委員会委員の解職及び委嘱についてを議題といたします。

直ちに説明を求めます。

広瀬 部長

報告第 13 号、帯広市教育支援委員会委員の解職及び委嘱についてご説明いたします。議案は 17 ページからでございます。帯広市教育支援委員会につきましては、帯広市教育支援委員会設置規則第 3 条第 1 項の規定に基づき、医師、学識経験者、教育職員、児童福祉施設の職員、関係行政機関の職員、その他教育長が適当と認めた者のうちから、教育委員会が委嘱することになっております。この度、令和 3 年 5 月 15 日をもちまして、人事異動等により一部の委員を解職したことから、新たに飯塚順恒氏外 16 名を帯広市教育支援委員会委員に委嘱したものであります。なお、委嘱期間につきましては、

令和3年5月16日から令和4年5月15日までとなっております。
報告は以上です。

池原教育長
各委員
池原教育長

これから質疑に入ります。

ありません。

別になければ、質疑を終結し、本件を終了します。

日程第5、その他に入ります。

その他(1)今後の事業予定についてを議題といたします。

直ちに説明を求めます。

服部 室長

学校教育部の今後の事業予定の主なものについてご報告いたします。議案書25ページです。まず、学校教育課からは、教科書に対する関心を高めてもらうため、現在、帯広市立学校で使用されている教科書を記載のとおり展示するものであります。次に26ページをご覧ください。教育研究所では、令和3年度教育研究会一斉部会が6月17日に開催の予定です。学校教育部からは以上でございます。

葛西 参事

続きまして、生涯学習部からご説明いたします。はじめに、議案書26ページ、生涯学習文化課では、帯広市民大学3講座の外、フルコンサートピアノ弾き比べ体験会をご覧の日程で予定しております。次に27ページ、図書館では、6月11日、27日に中城ふみ子賞選考会及び実行委員会を開催いたします。次に28ページ、児童会館では、岩内自然の村を6月1日より開村するほか、各種行事をご覧の日程で開催いたします。次に30ページ、百年記念館では、6月1日から10月19日まで夜間陶芸講座を全18回開催するほか、北海道陶芸協会と共催で6月13日に登り窯ワークショップIN帯広を開催いたします。次に31ページ、動物園では、6月19日に小中学生を対象とした動物写生コンクールを開催するほか、先月、帯広商工会議所より創立100周年記念講演会で寄贈を受けたアメリカバイソンの生態を学ぶ機会として、6月27日に講演会を実施いたします。最後にスポーツ課では、6月13日に帯広競馬場で東京2020オリンピック聖火リレーに合わせたイベントを開催いたします。生涯学習部からは以上でございます。

池原教育長
田中 委員

これから質疑に入ります。

1点だけお聞きします。最後のスポーツ課の聖火リレー関連事業で、なぜ、16時37分となっているのでしょうか。

河瀬 課長

地域で行う聖火リレーの時間帯というのは決まっております。この時間帯につきましては、帯広では3名のランナーがそれぞれの距離を走ります。その距離のカウントを計算しまして、この37分という時間を設定しております。

田中 委員
藤澤 委員

わかりました。

アメリカバイソンの講演会について、11時から15時と設定してありますけれど、講演会自体はそんなに長くはないですよ。2回行

うということでしょうか。

葛西 参事

今、お話のあったとおり、密にならないように2部構成となっております。第1回が11時から、第2回が14時から、それぞれ1時間設定し、それぞれ75名の定員を設けて開催する予定となっております。

藤澤 委員
池原教育長

ありがとうございます。

他になければ質疑を終結し、本件を終了します。

その他(2)教育委員会における緊急事態宣言発令に伴う取り組みについてを議題といたします。

直ちに説明を求めます。

服部 室長

教育委員会における緊急事態宣言発令に伴う取り組みについてご説明いたします。本日配付の資料をご覧ください。5月14日に国による緊急事態宣言措置実施区域に北海道が指定されたことを受け、市におきましても対策本部を開催し、北海道の対策や地域の感染状況を踏まえ、感染を徹底して抑え込むための取り組みを行うこととしました。まず、学校教育部の取り組みをご説明いたします。小中学校の運動会・体育祭は開催日を延期し、開催方法についても平日に学年別に分散開催とすることを基本とするなど、規模を縮小して日程は別途調整の上実施することとしています。部活動につきましては、中学校は休止、南商業高校は原則休止とし、高体連等の大会への参加に向けた練習は、必要なものに厳選して実施するものです。また、子どもの居場所づくり事業につきましては、5月15日から当面の間中止しているところでございます。学校教育部の説明は以上です。

葛西 参事

次に生涯学習部の取り組みについてご説明いたします。社会教育系施設等については、5月17日から5月31日までの間、原則閉館とするほか、教育委員会が主催するイベントや行事等は中止、または延期といたします。また、この期間内における施設を利用するイベントや行事等については、施設の利用予約をされている方等に対して、中止や延期を要請することとしております。なお、学校開放事業につきましては、5月13日より一般団体を、5月15日より少年団等全ての団体の利用を既に中止しております。生涯学習部の説明は以上です。

池原教育長
藤澤 委員

これから質疑に入ります。

市教委主催以外のイベントや行事等について、中止や延期を要請するということは、主催側が開催すると決めたら、市教委としては要請をするだけで、どうにもならないのでしょうか。

葛西 参事

今回の緊急事態宣言の措置というのは、ご承知のとおり、札幌圏を始めとする感染拡大地域と、そうでない地域の2段に分けて、道から対策を示されております。いずれにしても、公共施設は原則休

館が望ましいとされておりますので、私どもは休館しておりますが、道から示された内容につきましては、イベント等のチケットが既に販売されている場合には、キャンセルを求めないとなっております。そこまでの強制力がないことから、要請はしますけれど、致し方ないと主催者が判断した場合には、感染対策を万全に講じた上で、開催を認めざるを得ないとなっております。

藤澤 委員
池原教育長

ありがとうございます。

他になれば、質疑を終結し、本件を終了します。

事務局から、その他説明事項はありますか。

事務局
池原教育長

ございません。

事務局からは特にないようですが、各委員から他にご意見、ご質問等があれば、お受けいたします。

各 委 員
池原教育長

ありません。

別になれば、ここで会議の進め方についてお諮りいたします。

日程第6の案件については、帯広市教育委員会会議規則第16条第1項第3号により、非公開にしたいと存じます。

これにご異議ありませんか。

各 委 員
池原教育長

異議なし。

ご異議なしと認め、そのとおりに取り扱いたします。

これより会議を非公開といたします。

日程第6、議案第18号、令和3年度帯広市一般会計補正予算（第5号）について及び議案第22号、公の施設の指定管理者の指定についてを一括して議題といたします。

直ちに説明を求めます。

井上 部長

議案第18号、令和3年度帯広市一般会計補正予算（第5号）につきましてご説明いたします。本日配付の議案第18号をご覧ください。本案は地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、議会の議決を経るべき事件の議案について、教育委員会の意見を述べようとするものであります。議案書4ページをご覧ください。教育費に係わる6月補正予算は、第50款、教育費、補正額の欄のとおり、4,402万6千円であり、補正後の予算額は、68億7,533万9千円となります。補正予算の詳細につきましては、事業別内訳書にてご説明いたします。6ページをご覧ください。はじめに図書館施設整備費につきましては、館内の温度や空調を制御する中央監視装置の更新に係る修繕を行うものでございます。次に社会体育施設管理運営費につきましては、中島緑地多目的運動広場の指定管理による管理委託に係る費用について、債務負担行為の設定を行うほか、管理運営に要する備品等を購入するものでございます。続きまして、7ページをご覧ください。寄附金に関しまして、一覧表にてご説明いたします。寄附金とその利息について、寄附者のご意向に

沿いまして、教育振興基金に 87 万 4 千円を、こども学校応援地域基金に 315 万円を、ふるさと文化基金に 44 万 4 千円を、図書館図書整備基金に 70 万 4 千円を、おびひろ動物園ゆめ基金に 186 万 6 千円を、スポーツ振興基金に 61 万 4 千円をそれぞれ積み立てるものでございます。補正予算に関する説明は以上であります。

葛西 参事

続きまして、議案第 22 号、公の施設の指定管理者の指定についてご説明いたします。議案書 15 ページでございます。本案は地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき、議会の議決を経るべき事件の案件について、教育委員会の意見を述べようとするものであります。内容につきましては、今年度、整備が完了いたします、中島緑地多目的運動広場の維持管理に指定管理者制度を導入することとし、その指定管理者に株式会社成井を指定するものであります。指定期間につきましては、令和 3 年 9 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの 2 年 7 ヶ月間とするものであります。指定管理者の選定経過につきましては、4 月 20 日の指定管理者選定委員会において、申請要項を協議いただき、4 月 26 日から 5 月 7 日までの期間、申請の受付を行いました。その後、5 月 11 日の当委員会において、申請書類及び申請内容を審査した結果、株式会社成井が指定管理者の候補者として選定されたことを受けまして、指定管理者として指定するものであります。説明は以上であります。

池原教育長
藤澤 委員

これから質疑に入ります。

指定管理者に応募したのは 1 社だけだったのか、他にも応募があったのか、教えていただきたいと思います。

河瀬 課長

この中島緑地多目的運動広場の応募につきましては、まず、良好な芝の状態が維持できる知識、経験が求められます。また、十勝川河川敷と一体的に管理をすることで、施設の効率的、効果的な運用を図れるというところを踏まえ、公募は行わずに、現在、十勝川、札内川を管理していただいております株式会社成井から、申請書類を提出していただいたということでございます。

藤澤 委員
池原教育長

ありがとうございます。

他になければ、質疑を終結します。

お諮りいたします。

議案第 18 号、令和 3 年度帯広市一般会計補正予算（第 5 号）について外 1 件は、原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

各 委 員
池原教育長

異議なし。

ご異議なしと認め、議案第 18 号外 1 件は了承されました。

以上で本日の日程はすべて終わりました。

これをもちまして、令和 3 年第 10 回帯広市教育委員会会議を閉会いたします。